

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成25年3月28日  
規則第15号

改正 平成30年3月29日規則第22号 改正 令和3年4月1日規則第74号

改正 令和3年7月1日規則第91号 改正 令和6年4月1日規則第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第62号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(従業者)

第2条 指定障害者支援施設の従業者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第16号。以下「障害者支援施設基準条例施行規則」という。）第4条の規定を準用する。この場合において、同条第2項（第6号を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、同項中「次に掲げる」とあるのは「次の各号（第1号を除く。）に掲げる」と、同項第6号中「職員」とあるのは「従業者（管理者を含む。）」と、同条第4項中「職員（施設長を除く。）」とあるのは「従業者」と、同条第5項中「をいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする」とあるのは「をいう」と、同条第6項中「をいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする」とあるのは「をいう」と、同条第7項中「職員（施設長、）」とあるのは「従業者（）」と読み替えるものとする。

(設備)

第3条 指定障害者支援施設の設備については、障害者支援施設基準条例施行規則第3条の規定を準用する。

(条例第11条第2項ただし書の規則で定める支払)

第4条 条例第11条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第5条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）第2条第13号に規定する利用者負担額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設は、条例第14条第1項に規定する法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額（省令第2条第12号に規定する指定障害福祉サービス等費用基準額をいう。）の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設は、前2項の規定により受ける支払のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用の額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 生活介護を行う場合 次に定める費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ アからウまでに定めるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- (2) 機能訓練（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号）第11条第1項第5号に規定する機能訓練をいう。以下この条において同じ。）、生活訓練（同項第6号に規定する生活訓練をいう。以下この条において同じ。）、就労移行支援又は就労継続支援B型（同条例第2条第1項第3号に規定する就労継続支援B型をいう。以下この条において同じ。）を行う場合 次に定める費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに定めるもののほか、機能訓練、生活訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- (3) 施設入所支援を行う場合 次に定める費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（同法第34条第2項において準用する同法第29条第5項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ 省令第19条第3項第3号のロに規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに定めるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号のア、第2号のア及び第3号のアの費用の取扱い等については、省令第19条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定障害者支援施設は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払いをした支給決定障害者に対し交付しなければならない。

- 6 条例第12条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に定める費用とする。

（準用）

第6条 障害者支援施設基準条例施行規則第5条から第11条まで及び附則第2項の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、障害者支援施設基準条例施行規則第5条中「条例第18条第6項」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「指定障害者支援施設基準条例」という。）第24条において準用する条例第18条第6項」と、障害者支援施設基準条例施行規則第6条中「条例第19条の2第2項」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例第19条の2第2項」と、障害者支援施設基準条例施行規則第7条中「条例第24条第1項」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する第24条第1項」と、障害者支援施設基準条例施行規則第8条中「条例第34条」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例第34条」と、同条第1項中「省令第33条の2」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2」と、障害者支援施設基準条例施行規則第9条中「条例第38条第2項」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例第38条第2項」と、同条第1号及び障害者支援施設基準条例施行規則第11条第1号中「職員」とあるのは「従業者」と、障害者支援施設基準条例施行規則第9条第3号及び第11条第2号中「職員」とあるのは「従業者及

び管理者」と、障害者支援施設基準条例施行規則第10条中「条例40条第3項第1号」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例第40条第3項第1号」と、障害者支援施設基準条例施行規則第11条中「条例第45条」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例第45条」と、障害者支援施設基準条例施行規則附則第2項中「条例附則第2項」とあるのは「指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する条例附則第2項」と、「省令附則第15条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）」とあるのは「附則第2項に規定する指定身体障害者療護施設」と、「同条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）」とあるのは「同項に規定する指定特定身体障害者授産施設」と、「同条に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）」とあるのは「同項に規定する指定知的障害者更生施設」と、「同条に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）」とあるのは「同項に規定する指定特定知的障害者授産施設」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第7条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されており、又は想定されるもの（条例第4条第1項及び第7条並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年10月1日前から引き続き存する省令附則第17条第1項に規定する指定身体障害者療護施設（附則第7項において「指定身体障害者療護施設」という。）、省令附則第15条に規定する指定特定身体障害者授産施設（次項及び附則第5項において「指定特定身体障害者授産施設」という。）、同条に規定する指定知的障害者更生施設（以下「指定知的障害者更生施設」という。）又は同条に規定する指定特定知的障害者授産施設（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。次項並びに附則第5項第1号、第6項及び第7項において同じ。）について第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第2号の規定を適用する場合においては、同号のうち「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

3 前項の規定にかかわらず、平成18年10月1日前から引き続き存する指定特定身体障害者授産施設であって障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下この項において「整備省令」という。）第1条の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号）附則第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設であって整備省令第1条の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号）附則第2条若しくは第3条の規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第2号の規定を適用する場合には、同号のうち「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

- 4 平成24年4月1日前から引き続き存する省令附則第17条の2に規定する旧指定知的障害児施設等であって同日以後指定障害者支援施設になるもの（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該旧指定知的障害児施設等の建物（指定障害者支援施設になった後に増築、改築等により建物の構造を変更した部分を除く。次項第2号及び附則第8項において同じ。）について第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第2号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号のうち「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。
- 5 次に掲げる施設については、当分の間、第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第2号のキの規定は、適用しない。
  - (1) 平成18年10月1日前から引き続き存する指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物
  - (2) 旧指定知的障害児施設等において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該旧指定知的障害児施設等の建物
- 6 平成18年10月1日前から引き続き存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第8号の規定を適用する場合においては、同号のイ中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 7 平成18年10月1日前から引き続き存する指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第8号のイの規定は、適用しない。
- 8 旧指定知的障害児施設等において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該旧指定知的障害児施設等の建物については、当分の間、第3条第1項において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条第8号の規定は、適用しない。

附 則（平成30年3月29日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に指定を受けているこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（次項において「旧指定障害者支援施設基準条例施行規則」という。）第2条第2項の規定により基準を満たしているものとみなされた指定障害者支援施設については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第62号。次項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第24条において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号。次項において「障害者支援施設基準条例」という。）第11条（第8項を除く。）並びにこの規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（次項において「新指定障害者支援施設基準条例施行規則」という。）第2条において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第16号。次項において「障害者支援施設基準条例施行規則」という。）第4条第2項第2号及び第11号の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定障害者支援施設基準条例施行規則第3条第2項の規定により基準を満たしているものとみなされた指定障害者支援施設については、指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する障害者支援施設基準条例第10条（第1項ただし書を除く。）及び新指定障害者支援施設基準条例施行規則第3条において準用する障害者支援施設基準条例施行規則第3条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日規則第74号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日規則第〇号)

この規則は、公布の日から施行する。